

占有者の皆様へ

道路占有物件の維持管理について

平素より、東京都の道路行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
道路法及び道路法施行規則には、占有者の皆様の占有物件に対する維持管理義務が規定されています（道路法第39条の8、道路法施行規則第4条の5の5）。
下記事項に御留意の上、道路占有物件を適切に維持管理していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 留意事項

(1) 占有物件の維持管理義務

道路占有者は、道路の構造や交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、占有物件を適切に維持管理してください。

(2) 道路管理者による是正措置命令

道路占有者が(1)の適切な維持管理をしていないと道路管理者が認めた場合、道路管理者から以下の命令を受けることがあります。

- ・ 損傷箇所の修繕
- ・ 損傷箇所と類似の条件（占有物件の構造、占有開始後経過年数及び耐用年数、占有場所等）の占有物件の点検・報告

(3) 更新時等の安全性報告

占有期間満了時に、更新を希望する場合は、占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告する必要があります。

また、以下の物件は、占有許可から5年経過時にも同様の報告が必要です。

- ・ 電柱
- ・ 電線
- ・ 地下管路
- ・ 上記と一体となって機能する物件
- ・ 跨道橋

(4) 東京都地下占有物連絡会議が必要と認める場合の点検結果等の報告

電柱、電線、地下管路（これらと一体となって機能する物件）を占有する場合、点検の計画・実施状況・結果などの維持管理情報のうち、東京都地下占有物連絡会議が必要と認めるものについて、東京都地下占有物連絡会議が定める期間ごとに報告しなければなりません。

(5) 報告・検査への協力義務

占用許可条件等の義務を適切に履行しているかを把握するため、道路管理者から、占用物件の維持管理状況の報告を求めることがあります。

また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合があります。

なお、以下の行為には罰則（30万円以下の罰金）があります。

- ・報告を怠る
- ・虚偽の報告をする
- ・検査を拒否・妨害する

(6) 法令違反時の罰則

道路法の規定に違反した場合、以下の処分・罰則を受けることがあります。

- ・占用許可の取消等
- ・6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金等

2 特に適正な維持管理を求める占用物件及びその維持管理の方法

下表の「対象物件」に掲げる占用物件については、その物件の性質に鑑み、「維持管理方法」に掲げる方法を原則とする適正な維持管理をお願いいたします。

	対象物件	維持管理方法
(1)	<ul style="list-style-type: none">・電柱・電線・地下管路・上記と一体となって機能する物件・跨道橋 <p>電柱、電線、地下管路、上記と一体となって機能する物件については、占用期間が5年を超えるものが対象</p>	<ul style="list-style-type: none">・占用許可後、5年を経過した時期に、道路占有者が占有物件の安全を確認した旨を道路管理者宛て書面により報告すること・占有物件の点検結果等の維持管理情報のうち東京都地下占有物連絡会議が必要と認めるものについて、東京都地下占有物連絡会議が定める期間ごとに報告すること
(2)	<ul style="list-style-type: none">・工事用仮囲い・工事用足場・跨道構台 <p>上記のほか、強風等による災害の発生が予測される場合に、落下、倒壊等に対する事前対策が必要であると認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none">・気象予報等の情報から、強風等による災害の発生が予測される場合には、占有物件が落下、倒壊等することのないよう、事前に必要な対策を講じること
(3)	道路区域外の土地に設置された柱類に添架される突出看板等	<ul style="list-style-type: none">・道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど、適切に維持管理をすること